

## 令和7年度オープンイノベーション等創出支援事業運営業務委託仕様書

### 1 業務名

令和7年度 経産産政委第5号 オープンイノベーション等創出支援事業運営業務  
(以下「本業務」という。)

### 2 本業務の目的

近年、テクノロジーの急速な発展や物価高、人手不足等の経営環境の変化の中で、地域企業の生産性向上や競争力強化を支援し、持続的な地域経済の成長を実現するためには、先進的な技術等を活用したビジネスモデルの変革や新規事業開発等のイノベーション創出を促進する取組を支援する必要がある。

そのような中、地域の中小企業等が自社のみで専門知識を習得し、新しい技術を開発するのは、人員や設備などの面で難しく、異分野と連携し、外部の発想や技術などのリソースを活用するオープンイノベーションへの期待が高まっている。また、中小企業の後継予定者や承継後間もない経営者（以下、「アトツギ」という。）には地域経済の将来を担う役割を期待されており、後継者が新規事業や業態転換などの新たな領域に挑戦する機運が高まっている。

こうしたことから、本市では、自社にないアイデアや技術などのリソースを外部から取り入れることで新規事業の創出や経営課題の改善などの支援を行う「オープンイノベーションプログラム」と、事業承継前に自社の経営資源を活用して新規事業の創出や業態転換に挑戦する経営候補者を支援する「アトツギベンチャープログラム」で構成するオープンイノベーション等創出支援事業を実施する。

### 3 業務概要

本業務では、効果的な業務遂行のため、事業全体の企画・運営等マネジメントやプログラム事前説明会及びセミナーの開催などプログラム全体で共通する業務内容は一体的に実施し、それ以外の業務については、「オープンイノベーションプログラム」と、「アトツギベンチャープログラム」に分けて実施する。また、アトツギの交流を促進し、アトツギ同士が切磋琢磨して取組を進められるようなコミュニティ形成を支援する。

併せて、令和6年度に実施した「オープンイノベーションプログラム」でスタートアップとマッチングし、実証事業を実施した企業に対して、事業化に向けた継続的な伴走支援を実施する。

なお、業務の流れは下記、「4 事業イメージ及びスケジュール(案)」を参照すること。

#### (1) プログラムに共通する業務内容

- ① 事業全体の企画・運営等マネジメント
- ② プログラム事前説明会及びプレセミナーの開催

- ③ 中間報告会・成果報告会の開催
- ④ 本業務の情報発信、広報
- ⑤ 報告書の提出

(2) 「オープンイノベーションプログラム」の業務内容

- ① スタートアップとのオープンイノベーションや新規事業開発に必要なノウハウを習得する研修の実施
- ② 伴走支援を実施する市内企業の募集及び選定
- ③ 選定した市内企業が持つ事業アイデアの壁打ちや相談などのブラッシュアップ及びスタートアップとの協業に向けた事前準備の支援
- ④ 協業するスタートアップの募集及び市内企業とのマッチング支援
- ⑤ 実証事業の伴走支援
- ⑥ 実証事業期間の補助金申請支援

(3) 「アトツギベンチャープログラム」の業務内容

- ① アトツギの意識醸成や自社の経営資源の棚卸し、自社の強みの整理と活用方法など、事業承継及び新規事業開発に必要なノウハウを習得する研修の実施
- ② 伴走支援を実施する市内企業の募集及び選定
- ③ 選定したアトツギが持つ事業アイデアの壁打ちや相談などのブラッシュアップの実施

(4) アトツギコミュニティ形成業務

- (5) 令和6年度に実施した「オープンイノベーションプログラム」でスタートアップとマッチングし、実証事業を実施した企業

4 事業イメージ及びスケジュール (案)

|         | 2つのプログラムに共通する業務         | オープンイノベーションプログラム        | アトツギベンチャープログラム           | アトツギコミュニティ形成業務 | 令和6年度継続支援業務       |
|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------|-------------------|
| 5月中     | 事業全体の企画調整               |                         |                          |                |                   |
| 5月下旬    | ・市内企業の募集開始<br>・ウェブサイト作成 |                         |                          |                | 伴走支援開始<br>(月1回程度) |
| 6月下旬    | 事前説明会&<br>プレセミナー開催      |                         |                          |                |                   |
| 7月      |                         | 研修(9月末までに3回程度実施)        | 研修(10月末までに4回程度実施)        | 交流会等の開催        |                   |
| 8月～9月   |                         | 伴走支援企業の選定・伴走支援開始(～3月まで) | 伴走支援事業者の選定・伴走支援開始(～3月まで) |                |                   |
| 10月     | 中間報告会                   |                         |                          |                |                   |
| 11月～翌3月 |                         | ・実証事業期間<br>・補助金申請支援     |                          |                |                   |
| 翌3月     | 成果報告会                   |                         |                          |                |                   |

## 5 業務内容

以下の内容に沿って事業を実施すること。

なお、本事業の目的を達成するために効果的な手段がある場合は、下記に掲げる以外に独自の内容の提案を行うことも可能とする。

### (1) プログラムに共通する業務内容

#### ① 事業全体の企画・運営等マネジメント

- ・短期間での事業目的を達成するため、業務を実施する体制を構築し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。
- ・「オープンイノベーションプログラム」に配置する人員は、企業とスタートアップとのオープンイノベーションの伴走経験があり、「アトツギベンチャープログラム」に配置する人員は、アトツギによる新規事業創出の伴走経験があり、事業承継に関して知識をもっているものを充てること。また、新規事業創出に向けて的確なアドバイスができる目利き力の高い伴走支援者を配置することで、円滑な業務遂行を図ること。
- ・本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務におけるスケジュールを設定・作成し、業務の開始前に委託者へ提出すること。
- ・本業務の目的達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、助言・協力を求めること。
- ・その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。
- ・「オープンイノベーションプログラム」と「アトツギベンチャープログラム」に配置する人員が異なる場合、相互に十分な情報共有を行いながら事業を進めていくこと。
- ・本業務の実施にかかる会場費、講師等への謝金、消耗品費等は、業務経費に計上すること。

#### ② プログラム事前説明会及びプレセミナーの実施

ア 内容 以下の内容に沿った提案をすること。

- ・実施回数は1回とする。
- ・プレセミナーは2部構成とし、第1部はスタートアップとのオープンイノベーションに関する内容とし、第2部はアトツギによる事業承継や新規事業開発への熱量を高める内容とすること。
- ・会場は静岡市内で、企業30社以上が集まれる場所とする。
- ・実施の際は、ウェブページやSNSを活用し、効果的な募集を図ること。(ウェブページについては、下記「④ 本業務の情報発信、広報」を参照)

- ・説明会に参加できなかった企業が後日閲覧できるよう、アーカイブ動画をウェブページに掲載すること。

イ 対象 市内に本社又は事業所を置く企業 30社以上

③ 中間報告会・成果報告会の開催

- ・伴走支援を実施する市内企業が取り組む事業について中間報告会及び成果報告会を静岡市内で開催すること。
- ・委託者との相談の上、委託者が別に実施するスタートアップ関連施策と連携し、イベントを企画・実施すること。
- ・産業支援機関、販路先となりうる企業、メディア、投資家、スタートアップ支援者などを呼び込み、スタートアップの取組や本市スタートアップ施策の効果的な機会とすること。

④ 本業務の情報発信、広報

ア ウェブサイトの作成と運用

- ・本事業全体を紹介するウェブサイト（<https://shizuoka-city-openinnovation.com/>）を運用し、本事業について広く周知すること。また、SNSなどのメディアプラットフォームの活用により、定期的な情報発信に努めること。
- ・本業務において運用するウェブサイトやSNSアカウント等は、委託期間終了後も引き続き委託者により運用されることを前提とし、ウェブサイトのドメイン名やSNSアカウント等の移管、アーカイブ等の円滑な事務引継ぎに必要な措置について、委託者と調整のうえ指示に従い実施すること。

イ 定期的な情報発信

ウェブサイトやSNS等に、以下の内容を掲載すること。

- ・本事業の趣旨
- ・プログラム事前説明会及びセミナーに関する情報
- ・プログラムの概要、スケジュール、募集要項など
- ・参加する市内企業の紹介
- ・参加する市内企業の進捗状況及びその成果
- ・本事業に関する各種告知・情報発信
- ・その他、本業務の効果的な実施に必要な事項

⑤ 報告書作成

- ・本業務の全体総括と市内企業の進捗状況及びその成果について、市内参加企業及びスタートアップなどの関係者とよく調整のうえ成果報告資料を作成すること。
- ・成果報告資料は、ウェブサイトへ掲載するため、本事業の周知・広報に効果的に活用できるよう、簡潔に分かりやすくまとめ、見やすいデザインにすること。ただし、その内容及び形式は、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

- ・受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を磁気記録媒体等にて速やかに委託者に報告する。ただし、その内容にあつては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

ア 作成手法 仕様書に示す業務内容に基づいて、文章・視覚的表現を用いた報告書を作成する。ただし、報告書に記載する項目及び内容等は、事前に委託者と協議の上、決定すること。

イ 納品形態 (ア) ファイル形式 委託者と協議の上決定する。

(イ) 内容 (a) 報告書 (完全版)

(b) 報告書 (要約版)

(ウ) 納品 電子記録媒体 1部

ウ 納品先 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号静岡市役所  
清水庁舎5階 静岡市経済局商工部産業政策課

#### ⑥ その他

- ・仕様書に定める業務を効果的かつ円滑に実施するために必要となる業務
- ・本事業における各種打合せのため、委託者が管理可能なオンラインミーティングツール (Zoom 等) の有料版アカウントの取得

#### (2) 「オープンイノベーションプログラム」の業務内容

- ① スタートアップとのオープンイノベーションや新規事業開発に必要なノウハウを習得する研修の実施

##### ア 内容

- ・研修は、3回以上実施すること。また、以下の内容を参考にテーマを設定し、併せて実施内容と講師を提案すること。また、実施する際は、事前に委託者に確認すること。

| 項目  | 内容  |
|-----|---|
| 1回目 | スタートアップとの協業に関するメリットや注意点、新規事業のアイデア発想方法などについて習得できる内容を想定する。                        |
| 2回目 | 新規事業アイデアの有効性を検証する顧客ヒアリングの方法や解決策の立案、市場の検証など、事業アイデアの構築や検証方法について、実践的に習得できる内容を想定する。 |
| 3回目 | プロトタイプング、事業計画の策定など、事業化を検討するにあたり必要となる手法が習得できる内容を想定する。                            |

- ・会場は静岡市内とする。
- ・研修に参加できなかったものがいた場合でも後日研修の内容が把握できるようにアーカイブ動画を残しておくなど対応すること。
- ・研修を実施する際は、参加企業を募集すること。また、募集の際には、上記「(1)

プログラムに共通する業務内容 ④本業務の情報発信、広報」で作成したウェブページ等を活用して発信すること。

- ・本研修の参加を希望する企業が受講できるよう、オンライン併用など実施方法を検討すること。
- ・研修は、「アトツギベンチャープログラム」で設定する研修日と重ならないように調整すること。

#### イ 対象者

- ・市内に本社又は事業所を置き、本研修の参加を希望する企業 20 社程度を対象とするが、できる限り参加を希望する企業が受講できるようにすること。

### ② 伴走支援を実施する市内企業の募集及び選定

ア 内容 ・新規事業創出に向けて、伴走支援を実施する市内企業を募集及び選定する。

- ・募集の際には、上記「(1) プログラムに共通する業務内容 ④本業務の情報発信、広報」で作成したウェブページや SNS 等を活用して発信すること。また、委託者と協議の上、本事業に参加可能性のある市内企業を訪問し、事業の趣旨説明等により、本事業の周知及び応募を促すこと。

- ・募集方法は公募とする。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。

- ・選定の際には、委託者と協議の上、選定基準及び選定方法を設定・公表すること。また、選定企業数は「アトツギベンチャープログラム」と併せて 10 社とする。

#### イ 対象

- ・専門家による伴走支援及びスタートアップとの協業を希望する企業
- ・市内に本社又は事業所を置く企業
- ・スタートアップとのオープンイノベーションに理解を示し、新規事業の創出等に向けてチーム体制を整えられ、事業を推進できる企業
- ・スタートアップとのオープンイノベーションが当該企業の成長要因となる企業

### ③ 選定した市内企業が持つ事業アイデアの壁打ちや相談などのブラッシュアップ及びスタートアップとの協業に向けた事前準備の支援

- ・上記、「② 伴走支援を実施する市内企業の募集及び選定」で選定した企業の事業アイデアをブラッシュアップするため、伴走支援者との壁打ちや相談の機会を設けること。実施方法は、オンラインも可能とする。

- ・伴走支援の開始にあたっては、事前に参加者の現況や課題、ニーズを十分ヒアリングの上、各参加者に対しプログラムにおける適切なゴールを設定すること。また、ヒアリング結果及び支援の方向性をまとめた支援計画書（任意様式）を作成

し、伴走支援開始前に委託者に提出すること。

- ・また、市内企業とスタートアップとの協業に向けて、市内企業がもつリソースや不足する技術等の協業要件を整理するなど、マッチングに向けた事前準備を行うこと。

#### ④ 協業するスタートアップの募集及び市内企業とのマッチング支援

- ア 内容
- ・多くのスタートアップに対して、本事業の周知を図るとともに、市内企業が抱える課題の解決に資する技術、サービス等を持つスタートアップの募集及び選定を行うこと。また、スタートアップの募集に関して、効果的な手法等の提案を行うこと。
  - ・募集の際には、スタートアップが分かりやすいよう募集要項を示すこと。
  - ・市内企業とスタートアップとの面談等を通じて、協業先となるスタートアップを決定すること。
- イ 対象
- ・市内企業の抱える課題に対して、協業によるイノベーション創出が期待できるスタートアップを募集する。
  - ・先進的な技術・アイデア等を持っていること
- ウ 募集
- ・上記「(1) プログラムに共通する業務内容 ④本業務の情報発信、広報」で作成したウェブサイトやSNSを活用して募集を行うこと。また、それ以外にも効果的な募集方法を提案すること。
  - ・募集に際しては、市内企業が協業先を選定する際に比較検討できる十分な数のスタートアップを集めること。

#### ⑤ 実証事業の伴走支援

- ・実証事業では、最低限の機能を持つ商品・サービス等を製作し、顧客となりうる対象者へのヒアリング検証を行うまでを目標とし、その実施にあたって必要な支援を行うこと。
- ・プログラム終了後も継続した事業実施となるよう社内調整の支援や事業課題の整理、支援機関との連携など必要な支援を行うこと。

#### ⑥ 実証事業期間の補助金申請支援

- ・参加する市内企業が行う補助金申請から実績報告書の提出までの支援を実施すること。
- ・補助金に関する資料の作成支援にあたっては、委託者と調整しながら行うこと。

### (3) 「アトツギベンチャープログラム」の業務内容

- ① アトツギの意識醸成や自社の経営資源の棚卸し、自社の強みの整理と活用方法など、事業承継及び新規事業開発に必要なノウハウを習得する研修の実施
- ・研修は、最低4回以上実施すること。また、以下の内容を参考にテーマを設定し、併せて実施内容と講師を提案すること。また、実施する際は、事前に委託者に確

認すること。

| 項目  | 内容           |   |
|-----|--------------|---|
| 1回目 | 事業承継に関する研修   | 先輩アトツギ経営者からの経験の共有、自社の経営理念、現経営者の方針確認などを実施し、事業承継に関して知識を習得できる内容などを想定する。              |
| 2回目 |              | 自社の経営資源の棚卸しなどを通じて、自社の強みの整理と活用方法を検討できる内容、新規事業のアイデア発想方法などを想定する。                     |
| 3回目 | 新規事業開発に関する研修 | 新規事業アイデアの有効性を検証する顧客ヒアリングの方法や解決策の立案、市場の検証など、事業アイデアの構築や検証方法について、実践的に習得できる内容などを想定する。 |
| 4回目 |              | プロトタイピング、事業計画の策定など、事業化を検討するにあたり必要となる手法が習得できる内容を想定する。                              |

- ・会場は静岡市内とする。
- ・研修に参加できなかったものがいた場合でも後日研修の内容が把握できるようにアーカイブ動画を残しておくなど対応すること。
- ・研修を実施する際は、参加者を募集すること。また、募集の際には、上記「(1) プログラムに共通する業務内容 ④本業務の情報発信、広報」で作成したウェブページ等を活用して発信すること。
- ・本研修の参加希望者が受講できるよう、オンライン併用など実施方法を検討すること。
- ・研修は、「オープンイノベーションプログラム」で設定する研修日と重ならないように調整すること。

#### イ 対象者

- ・市内に本社又は事業所を置き、本研修の参加を希望するアトツギ 20 人程度を対象とするが、できる限り参加を希望する者が受講できるようにすること。

#### ② 伴走支援を実施するアトツギの募集及び選定

- ア 内容
- ・新規事業創出に向けて、伴走支援を実施するアトツギを募集及び選定する。
  - ・募集の際には、上記「(1) プログラムに共通する業務内容 ④本業務の情報発信、広報」で作成したウェブページや SNS 等を活用して発信すること。また、委託者と協議の上、本事業に参加可能性のあるアトツギを訪問し、事業の趣旨説明等により、本事業の周知及び応

募を促すこと。

- ・募集方法は公募とする。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。
- ・選定の際には、委託者と協議の上、選定基準及び選定方法を設定・公表すること。また、選定者数はオープンイノベーションプログラムと併せて10者とする。

- イ 対象
- ・市内に本社又は事業所を有する市内企業において、事業承継前の経営候補者又は承継後5年以内の経営者であること。
  - ・明確な経営理念や事業活動のビジョンを有しており、成長意欲の高いアトツギであること。
  - ・本プログラムを通じて、市内のアトツギのロールモデルとなることが期待できるアトツギであること。

### ③ 選定したアトツギが持つ事業アイデアの壁打ちや相談などのブラッシュアップの実施

- ・上記、「② 伴走支援を実施する市内企業の募集及び選定」で選定したアトツギの事業アイデアをブラッシュアップするため、伴走支援者との壁打ちや相談の機会を設けること。実施方法は、オンラインも可能とする。
- ・伴走支援の開始にあたっては、事前に参加者の現況や課題、ニーズを十分ヒアリングの上、各参加者に対しプログラムにおける適切なゴールを設定すること。また、ヒアリング結果及び支援の方向性をまとめた支援計画書（任意様式）を作成し、伴走支援開始前に委託者に提出すること。
- ・「アトツギベンチャープログラム」に参加する者でも、希望があればスタートアップとの協業に向けて支援を実施すること。
- ・伴走支援する中で、アトツギが持つ事業アイデアの熟度が高まり、事業化に進めそうなものは、実証事業を通じて支援すること。

### (4) アトツギコミュニティ形成業務

- ・事業承継予定者、事業承継者、事業承継希望者など、アトツギに関係する人たちが交流するイベント等を通じて、コミュニティの形成を行い、アトツギ同士が切磋琢磨し、アトツギとしての課題や新規事業開発に関する悩み等の相談がしやすい環境を提供すること。
- ・交流イベントの企画運営は「アトツギベンチャープログラム」と連動して効果的なものとなるよう回数や場所を設定すること。なお、開催場所は静岡市内とする。

### (5) 令和6年度に実施した「オープンイノベーションプログラム」でスタートアップとマッチングし、実証事業を実施した企業

- ・令和6年度に本市が実施したオープンイノベーションプログラムに参加した市内企業（4社）で、スタートアップとマッチングし、実証事業を実施した事業を対象

とする。

- ・令和6年度に実証事業を実施したサービス等の事業化に向けて、月1回程度の伴走支援を実施すること。実施方法は、オンラインも可能とする。また、産業支援機関と連携し、必要な支援を行うこと。
- ・伴走支援の開始にあたっては、事前に参加企業の現況や課題、ニーズを十分ヒアリングの上、プログラムにおける適切なゴールを設定すること。また、ヒアリング結果及び支援の方向性をまとめた支援計画書（任意様式）を作成し、伴走支援開始前に委託者に提出すること。
- ・プレセミナーでの事例紹介など、市内企業が開発するサービスを発信できる場を複数回提供すること。

## 6 留意事項

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、スタートアップ関連施策や静岡市コ・クリエーションスペース運営事業など、委託者や静岡県が別に実施する各事業との連携に努めること。
- (3) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の承認を得なければならない。
- (4) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲において仕様変更に応じること。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。
- (6) 本業務により作成した成果品及びその著作権、使用権等の諸権利は、データを含めて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用しないこと。
- (7) 業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印

刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

- (9) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を利用するものである。本委託業務完了後、5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、市あるいは会計監査部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

## 7 その他

### (1) 業務の履行

- ・本業務の実施に当たっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。
- ・受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。
- ・受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

### (2) 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を速やかに委託者に提出すること。

### (3) その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。